

熊谷市農業委員会
第7回総会議事録
(公開用)

平成31年2月27日(水)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第7回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成31年2月27日(水)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成31年2月27日(水)午後2時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 46名
- (2) 欠席数 1名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	小貝 富雄	11	出	茂木 友秀
2	出	大島 正	12	出	大野 隆一
3	出	木部 富次	13	出	木村 進
4	出	強瀬 兼一	14	出	田中 輝久
5	出	関口 弥生	15	出	岩崎 文雄
6	出	関口 久夫	16	出	夏目 亮一
7	出	中川 登美夫	17	出	山本 勝市
8	欠	水野 勝	18	出	村田 定吉
9	出	石原 敬嗣	19	出	遠藤 隆男
10	出	手嶋 茂春			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	西田 茂夫	15	出	吉田 正己
2	出	中嶋 儀臣	16	出	飯嶋 竹夫
3	出	中村 大志	17	出	新井 進
4	出	笠原 貞男	18	出	長谷川 隼男
5	出	野邊 八雄	19	出	矢島 君夫
6	出	熱田 幸作	20	出	戸森 貫一
7	出	菊地 修一郎	21	出	浅井 正美
8	出	関根 政利	22	出	坂本 三郎
9	出	関根 正直	23	出	田沼 寛央
10	出	鯨井 章男	24	出	原口 嘉治
11	出	栗原 一森	25	出	森田 豊
12	出	金井 和夫	26	出	塚田 とよ子
13	出	奥野 進	27	出	青木 登喜代
14	出	水野 明	28	出	吉野 福司

4 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第 5 号 競売買受適格者の証明について（農地法第 5 条該当）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について

報告事項（1） 農地法第 3 条の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第 5 条の規定による届出について

報告事項（5） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告事項（6） 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出
について（2 a 未満）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第7回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、木村会長に、ご挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これ以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、木村会長に議長になっていただき議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員は28名全員が出席しております。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員については、14番、田中委員、15番、岩崎委員の2名をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
議長	<p>それでは、さっそく議事に入ります。</p> <p>本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>

事務局	<p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) 議案第5号 競売買受適格者の証明について(農地法第5条該当) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画について</p> <p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。</p> <p>はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の 申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごと の筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、 譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読す る。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、10a当たりの売買価格は、〇〇〇円です。この案 件につきましては、平成31年2月13日、小貝農業委員、矢島推進 委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農 地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、 今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第 3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を 許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべき ものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号に入るところではありますが、議案第2号、農地 法第4条の規定による許可申請についての議案番号3については、議 案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4 と関連がありますので、先に、併せて審議いただきたいと思いますが、</p>

議長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3、及び議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、及び申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>これらの案件は、子の分家住宅を計画したところ、親の農地が住宅敷地として利用されていたことが判明したため、農地法4条の申請と5条の申請が同時に出されたものとなります。</p> <p>議案第2号の議案番号3は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年10月9日、建築物等については木造2階建住宅既設1棟、敷地拡張後の総面積は601㎡です。</p> <p>議案第3号の議案番号4は、農地区分は2種農地、農振除外は平成30年10月9日、建築物等については木造2階建住宅です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>はじめに、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求</p>

	<p>めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3以外を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建住宅既設1棟、農業用物置既設2棟、敷地拡張後の総面積は953.65㎡です。この案件は、申請人が農地法第3条で農地の売買取得を計画したところ、農地を住宅敷地として利用していたことが判明し、是正の申請が出されたものです。</p> <p>議案番号4は、農地区分は農用地、農振除外は平成24年7月31日に用途変更、転用該当条文は農地法第4条第6項、建築物等については農業用機械置場既設1棟建です。この案件は、申請人が農産加工品販売所を目的とした農振除外、農地転用を計画したところ、農地の一部を農業用機械置場として利用していたことが判明し、是正の申請が出されたものです。</p> <p>議案番号5は、農地区分は農用地、農振除外は平成30年11月28日に用途変更、転用該当条文は農地法第4条第6項、建築物等については軽量鉄骨造平屋建農業用倉庫です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求め</p>

議長	<p>ます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4以外を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>議案番号1は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号2は、農地区分は2種農地、建築物等については木造平屋建、宅地を含めた全体面積は266.81㎡です。</p> <p>議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建、宅地を含めた全体面積は343.22㎡です。</p> <p>議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号6は、農地区分は2種農地、農振除外は平成31年2月6日、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建、雑種地を含めた全体面積は314㎡です。</p> <p>議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建、宅地を含めた全体面積は458.1㎡です。</p> <p>議案番号11は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等については木造2階建です。</p> <p>議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建、宅地を含めた全体面積は310.88㎡です。</p> <p>議案番号13は、農地区分は2種農地、建築物等については木造2階建2棟です。</p> <p>議案番号14は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は47.2kWとなっております。</p>

	<p>議案番号15は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は49.5kWとなっております。</p> <p>議案番号16は、農地区分は2種農地、建築物等は太陽光発電施設、発電出力は22.0kWとなっております。</p> <p>議案番号17は、農地区分は1種農地、農振除外は平成31年2月6日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ハ、建築物等は駐車場49台分となっております。</p> <p>議案番号18は、農地区分は2種農地、農振除外は平成31年2月6日、建築物等は駐車場8台分となっております。</p> <p>議案番号19は、農地区分は2種農地、農振除外は平成31年2月6日、建築物等は倉庫既設1棟です。</p> <p>議案番号18、議案番号19については、現在の地権者が昭和40年頃に隣接する宅地と一体で、それぞれ駐車場敷地、倉庫敷地の一部として使用を始めました。その後、地権者の事業は破産し、隣接する一体敷地である宅地部分は既に譲受人が取得し、化粧品卸売業者へ貸借し現在に至っております。今回、一体で使用していた敷地の一部が農地であったことから是正するものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号4以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に</p>

議長	<p>記載されていない説明について記述する。】</p> <p>譲受人は、熊谷市内に本社を置く土木建築業の法人です。このたび、譲受人は〇〇〇地内にあります配電盤等の製造を行っている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工場増築工事を行うため、仮設工事用地を探していたところ、工場敷地の南側に隣接し利便性が良いことから、今回の申請に至りました。申請地には、鉄板を敷設し、仮設現場事務所、従業員車両14台分、土砂の仮置場として使用する計画です。周囲に素掘りの溝を設置して雨水対策を行い、オレンジネットで囲って、被害防除を行う計画です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、競売買受適格者の証明について（農地法第5条該当）を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、登記簿上の所有者、競売農地の地番・地目・面積、利用目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】</p> <p>今回の競売買受適格者の証明は、農地法第5条該当ということで、農地法第5条の転用許可見込みがあるかを審議していただくものです。</p> <p>さいたま地方裁判所熊谷支部が個人住宅〇〇〇〇〇〇㎡を差押しました。この住宅敷地の中に〇〇〇〇㎡の農地が含まれており、全体で1件の競売物件として公表されております。競売にあたっては、農地転用の見込みがあるという競売買受適格者の証明を受けた方のみが入札に参加できます。落札した方が改めて、農地転用許可申請を</p>

<p>議長</p>	<p>して、許可が出た後に所有権移転を行うものです。</p> <p>今回の申請地においては、昨年〇〇の農地部会において、別の申請者から買受適格者証明の案件が1件あり、その後、県から証明書が出されましたが、申請者は計画を断念したため、証明書の取下が出され入札は行われませんでした。このため、裁判所が再度入札の公告を行ったため、今回2件の申請が出されたものです。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案件について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、競売買受適格者の証明について（農地法第5条該当）、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の案件は議案番号1289から1351の63件であります。</p> <p>まず全体の説明となりますが、総筆数は121筆、総面積は127,670㎡で、田は78筆、89,947㎡、畑は43筆、37,723㎡、賃貸借は58筆、72,598㎡、使用貸借は63筆、55,072㎡、設定の期間は、5年未満が18筆、18,105㎡、5年以上が103筆、109,565㎡、設定の区分は、新規の計画が93筆、79,875㎡、再設定の計画が28筆、47,795㎡です。</p> <p>次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者の借り受けは、36件で78,302㎡となっております。</p> <p>次に、農地所有適格法人及び解除条件付き農業参入法人の借り受けですが11件で14,681㎡、農地利用集積円滑化団体である、くまがや農協を使った借り受けは、2件で2,412㎡となっております。</p> <p>認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用した</p>

	<p>ものを含めた認定農業者等の借り受けの件数は全体の約78%です。 上記以外の担い手の借り受けは、14件で32,275㎡となっております。</p> <p>次に、農業委員又は農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権設定につきましては、8地区合計で、54筆、58,481㎡です。</p> <p>また、最適化交付金交付対象面積につきましては、先程の「農業委員、農地利用最適化推進委員が担い手への集積に関わった利用権の設定」の筆数、面積と、くまがや農協を利用した貸借の筆数、面積を足したもので、筆数56筆、60,893㎡となっております。</p> <p>以上63件の計画は、本市においての農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、同法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る案件がございますので、該当する委員、推進委員には、それぞれ一時退席していただき、それらの案件を先に審議いたします。</p> <p>はじめに、議案番号1295については、〇〇推進委員が借受人となっておりますので、〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1295について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1295について、本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しま</p>

議長	<p>した。〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p> <p>次に、議案番号1303、1307から1309については、〇〇推進委員が借受人となっていますので、〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1303、1307から1309について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1303、1307から1309について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1314については、〇〇委員が借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇の代表となっていますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1314について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1314について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1320については、〇〇推進委員の親族が借受人となっていますので、〇〇推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1320について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1320について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1321から1325については、〇〇委員が借受人となっていますので、〇〇委員は、一時退席をお願いします。</p>

議長	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号1321から1325について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1321から1325について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。○○委員は、入室してください。</p> <p>(○○委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1342、1343については、○○○○推進委員が借受人となっていますので、○○推進委員は、一時退席をお願いします。</p> <p>(○○推進委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1342、1343について、質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1342、1343について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>

議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇推進委員は、入室してください。</p> <p>(〇〇推進委員 入室)</p>
議長	<p>次に、議案番号1344、1345については、〇〇〇〇〇〇〇〇が借受人となっていますので、〇〇〇〇〇〇は、一時退席をお願いします。</p> <p>(〇〇〇〇〇〇 退席)</p>
議長	<p>それでは、議案番号1344、1345について、質疑、意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号1344、1345について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。〇〇〇〇〇〇は、入室してください。</p> <p>(〇〇〇〇〇〇 入室)</p>
議長	<p>続きまして、議事参与の制限に関する議案以外の審議に入ります。</p> <p>議事参与の制限に関する議案以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地</p>

<p>議長</p>	<p>利用集積計画についての、議事参与の制限に関する議案以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しましたが、次に、報告事項に入ります。報告事項については、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑、意見等ありましたらお願いします。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質疑も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。</p> <p>以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力いただきありがとうございました。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>木村会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の6、その他ですが、事務局から1点、活動記録簿の提出について、お願いがございます。</p> <p>以前、第5回総会の際にお願いさせていただきましたが、3月までの活動記録簿の提出は3月15日(金)に農業委員会事務局に必着でお願いします。3月は月の途中になってしまいますが、よろしく願いします。</p> <p>年額報酬は、農地利用の最適化に関する活動が6時間以上あった月に対してのみお支払いすることとなっています。活動時間の集計の後、皆さん1人1人の計算をしなければなりません。また、年額報酬は年度内に支払いが完了していることと定められておりますので、3月18日中には伝票処理を済ませる必要があります。期間が短く大変申し訳ありませんが、必ず3月15日までに農業委員会事務局に提出をお願いします。なお、行政センターに提出されるという方は、事務局に届くまでに追加で1日必要になりますので、行政センターに提出するという方は3月14日までをお願いします。</p> <p>期日を過ぎて提出されたものは、申し訳ありませんが活動のなかった月と見なさざるを得ませんので、くれぐれも提出期限厳守でお願い</p>

	<p>いたします。</p> <p>その他につきましては、こちらからは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。</p>
中川委員	<p>3月15日までというのは、2月分の活動報告ですよ。</p>
事務局次長	<p>2月分、3月分を3月15日までに提出となります。3月につきましては、3月15日まで若しくは3月14日までに6時間以上活動していただいた方のみが支払いの対象となります。</p>
中川委員	<p>3月15日以降の活動はどうするのか。</p>
事務局次長	<p>活動していただいても結構ですが、集計することはできません。</p>
大野委員	<p>3月後半分と、4月分を5月に提出すればよいのか。</p>
事務局次長	<p>2月、3月分は3月15日で締めます。4月分は翌月末までに提出していただきます。3月後半分は集計できませんので提出不要です。</p>
事務局次長	<p>それでは、最後に、閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、第7回総会全ての日程が終了いたしました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主任	樋口 祥平
農業振興課主任	角張 圭太
大里行政センター主査	森 佳一
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成31年2月27日

熊谷市農業委員会

会 長 木 村 進 _____

署名委員 田 中 輝 久 _____

署名委員 岩 崎 文 雄 _____